

令和7年度 第1回駒ヶ根市地域公共交通協議会 次第

【日 時】令和7年6月25日（水）午後1時30分

【場 所】駒ヶ根市役所 本庁舎3階 第5会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長あいさつ

4 協議事項

（1）令和6年度事業

①事業報告

資料1

②決算報告・会計監査報告

資料2

資料3

③こまタク運行実績

資料4

④運転免許証自主返納支援事業実績

資料5

⑤割引タクシー券・福祉タクシー券実績

資料6

資料7

（2）駒ヶ根市地域公共交通計画 設定目標に対する評価

資料8

（3）令和7年度事業関連

①駒ヶ根市公共ライドシェア実証実験（案）

資料9-1

9-2

資料9-3

②駒ヶ根市公共ライドシェアシステム実証実験業務委託（案）

資料10

③駒ヶ根市地域公共交通計画策定業務委託（案）

資料11

5 報告事項

（1）山麓周遊バス実証実験

資料12

（2）駒ヶ根市生活交通確保維持改善計画について

資料13

（3）いいちゃんバスの利用状況について

資料14

（4）駒ヶ根市ドライバー人材確保支援事業について

資料15

6 その他

- ・みすずハイウェイバスについて

7 閉 会

令和6年度駒ヶ根市地域公共交通協議会 委員名簿

協議会役職	委 員	氏 名	役 職	備 考
会 長	駒ヶ根市	伊藤 祐三	市 長	
副会長	駒ヶ根商工会議所	春日 俊也	副会頭	商 工
	伊那バス株式会社	藤澤 洋二	代表取締役社長	バス事業者
	中央アルプス観光株式会社	伊東 俊弘	自動車事業部長	バス事業者
	伊南乗用自動車有限会社	久保田 武彦	代表取締役	バス事業者・県タクシー協会
	赤穂タクシー有限会社	坂元 洋	代表取締役	県タクシー協会
	こまくさ観光株式会社	岩本 光市	代表取締役	バス事業者
	長野県伊那建設事務所	丸山 真	維持管理課長	道路管理者
	駒ヶ根警察署	高田 博和	署 長	公安・警察
	駒ヶ根市区長会 北割1区長	唐澤 英一	北割1区長	地域代表
	駒ヶ根市区長会 町二区長	北林 美恵子	町2区区長	地域代表
監 事	駒ヶ根市区長会 中沢区長	小松 泉	中沢区区長	地域代表
	駒ヶ根市高齢者クラブ連合会	下平 正躬	交通安全防犯対策部長	利用者
	市民委員	村瀬 俊幸	市民	利用者
	伊那バス労働組合	鈴木 正満	組織部長	労働団体
	駒ヶ根観光協会	小澤 一芳	事務局長	観 光
監 事	駒ヶ根市社会福祉協議会	堀越 晃滋	次長	福 祉
	国土交通省 北陸信越運輸局	新倉 孝礼	交通企画課長	地方運輸局
	国土交通省 北陸信越運輸局長野運輸支局	山岸 康範	首席運輸企画専門官	地方運輸局
	長野県企画振興部交通政策局	丸山 正徳	交通政策課長	長野県
	長野県上伊那地域振興局	中谷 俊禎	企画振興課長	長野県

(22名)

関係職員	駒ヶ根市総務部	市村 義美	総務部長	所管部
関係職員	駒ヶ根市建設部	中嶋 健作	建設課長	道路管理者
関係職員	駒ヶ根市民生部	野村 隆二	福祉課長	福祉所管課
関係職員	駒ヶ根市民生部	松澤 澄恵	地域保健課長	地域保健所轄課
関係職員	駒ヶ根市教育委員会	水野 毅	子ども課長	小中学校所管課

事務局長	駒ヶ根市総務部企画振興課	久保田 浩人	企画振興課長	所管課
事務局員	駒ヶ根市総務部企画振興課	小池 貴彦	地域政策係長	所管課
事務局員	駒ヶ根市総務部企画振興課	唐澤 恵介	地域政策係	所管課

任期：令和5年6月22日～令和7年3月31日

※任期中に役職が代わった場合には残任期間を後任が引き継ぐ

令和 6 年度 駒ヶ根市地域公共交通協議会 事業報告

年 月 日	内 容
R6. 6. 16	「公共交通をもっと身近に感じよう！のりものの体験」 ■実施内容 ・バス、タクシーの展示、乗車体験 ・免許返納相談コーナー ・ゲストカー展示、乗車体験 ・ガラガラ抽選会、オリジナルグッズの販売 来場者数（延べ抽選回数）：約 1,500 人
R6. 6. 28	第 1 回協議会（会場：駒ヶ根市役所 大会議室） ・令和 5 年度事業報告及び決算報告 ・駒ヶ根市地域公共交通網形成計画の設定目標に対する評価 ・「共創・Ma a s 実証プロジェクト」共創モデル実証運行事業について ・こまタク、割引タクシー券等利用実績の報告 ・運転免許証自主返納支援事業の実績報告
R6. 7. 1～ 12. 1	令和 6 年度山麓周遊バス実証実験実施 ■停留所 駒ヶ根ファームス、大沼湖、光前寺、露天こぶしの湯、養命酒駒ヶ根工場、ピアノデさくら亭、北川製菓、マルス駒ヶ岳蒸溜所、こまゆき荘、ぴんころ神社 ■運行内容 1 日 6 便 1 周約 1 時間 運賃：1 回乗車 500 円、1 日乗車券 1,000 円（小学生以下無料） 予約不要 乗車数 計 2,357 人 15.4 人/日
R6. 9. 6～ 9. 24	日常の移動と公共交通に関するアンケート調査 対象：市内の無作為に抽出した 3,000 世帯 内容：移動実態、公共交通への意識、公共交通維持の考え方、その他要望
R6. 9. 24	書面協議 ・令和 6 年度下半期 デマンド交通運行業務委託業者（案） ・令和 6 年度駒ヶ根市公共ライドシェアシステム実証実験支援業務委託（案） ・令和 6 年度駒ヶ根市地域公共交通協議会補正予算（案）
R6. 11. 15	第 2 回駒ヶ根市地域公共交通協議会 ・令和 6 年度公共ライドシェアシステム実証実験の事業概要について ・令和 6 年度山麓周遊バス実証実験事業の中間報告について ・「日常の移動と公共交通に関するアンケート調査」の中間報告について

R6. 12. 20	書面協議 ・ 地域公共交通確保維持改善事業 事業評価（案）
R7. 1. 15～ 3. 1	駒ヶ根市公共ライドシェア実証実験 ■概要 実施形態：道路運送法第 78 条第 2 号に基づく自家用有償旅客運送 エリア：発着共に駒ヶ根市内 運行時間：平日午前 8 時～10 時 30 分、金曜・土曜午後 9 時 30 分～午前 0 時 予約方法：アプリまたはコンタクトセンター 運賃：タクシー料金に準拠＋迎車料金 支払：クレジットカードおよび現金 ■実績 登録ドライバー：13 名 ユーザー登録人数：100 人 総依頼数：8 件 依頼成立件数：7 件
R7. 2. 7	こまタク出張説明会（北割 2 区） ・ 参加者：北割 2 区高齢者サロン 8 名 ・ こまタクの概要、利用方法を説明
R7. 3. 18	第 3 回協議会（会場：駒ヶ根市役所 保健センター 2 階 大会議室） ・ 令和 6 年度 こまタク運行状況 ・ 令和 6 年度 運転免許証自主返納支援事業 ・ 令和 6 年度 山麓周遊バス事業報告 ・ 令和 6 年度 公共ライドシェア（meemo 駒ヶ根）実証実験報告 ・ 地域公共交通に関する市民アンケート調査報告 ・ 令和 7 年度 駒ヶ根市地域公共交通協議会事業計画（案） ・ 令和 7 年度 駒ヶ根市地域公共交通協議会予算（案） ・ 令和 7 年度 上半期デマンド交通運行業務委託業者（案） ・ 令和 7 年度 こまがねデマンド型乗合タクシー予約配車システム提供、保守サポート業務委託業者（案） ・ 令和 7 年度 駒ヶ根市地域公共交通計画推進支援業務委託業者（案） ・ 令和 7 年度 山麓周遊バス事業及び運行業務委託業者（案）

令和6年度 駒ヶ根市地域公共交通協議会 決算書

(令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日)

資料2

1 歳 入

(単位：円)

項 目	当初予算額	補正予算額	合計 (A)	決算額 (B)	比較 (B-A)	内 容
1 負担金	36,800,000	12,200,000	49,000,000	45,651,135	▲ 3,348,865	
1 市負担金	36,800,000	12,200,000	49,000,000	45,651,135	▲ 3,348,865	■駒ヶ根市負担金 45,651,135
2 繰越金	0	0	0	0	0	
1 繰越金	0	0	0	0	0	
3 預金利子	0	0	0	2,002	2,002	
1 預金利子	0	0	0	2,002	2,002	■預金利子 2,002
4 雑入	9,000,000	0	9,000,000	7,994,098	▲ 1,005,902	
1 雑入	9,000,000	0	9,000,000	7,994,098	7,994,098	■地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 5,394,000 ■元気づくり支援金 2,586,000 ■ライドシェア運賃収入 14,098
歳入合計	45,800,000	12,200,000	58,000,000	53,647,235	▲ 4,352,765	

2 歳 出

(単位：円)

項 目	当初予算額	補正予算額	合計 (A)	決算額 (B)	比較 (B-A)	内 容
1 総務費	5,250,000	0	5,250,000	5,572,670	322,670	
1 会議費	230,000	0	230,000	151,500	▲ 78,500	■協議会委員報酬 151,500
2 事務費	5,020,000	0	5,020,000	5,421,170	401,170	■国庫補助金相当額支払（駒ヶ根市） 5,394,000 ■振込手数料 27,170
2 事業費	40,550,000	12,200,000	52,750,000	48,074,565	▲ 4,675,435	
1 事業推進費	40,550,000	12,200,000	52,750,000	48,074,565	▲ 4,675,435	■デマンド交通運行委託費（※） 22,161,420 ■デマンド交通受付業務補助金 4,586,930 ■デマンド交通専用車両管理費 363,478 ■地域公共交通計画事業支援委託費 3,287,000 ■次世代運行システム運用費 1,067,918 ■山麓周遊バス実証実験費 5,553,416 ■利用促進事業 166,257 ■デマンド交通受付業務消耗品費 51,700 ■ライドシェア実証実験 10,836,446
2 広報費	0	0	0	0	0	0
3 予備費	0	0	0	0	0	
1 予備費	0	0	0	0	0	
歳出合計	45,800,000	12,200,000	58,000,000	53,647,235	▲ 4,352,765	

※運行委託費 = 運行経費 - 運賃収入

3 収 支

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
歳 入 総 額	53,647,235	
歳 出 総 額	53,647,235	
歳入歳出差引額	0	

会 計 監 査 報 告 書

令和6年度駒ヶ根市地域公共交通協議会歳入歳出決算について、監査を実施し、関係書類を精査した結果、適正かつ正確に処理されていたことを報告します。

令和7年 6月 17日

駒ヶ根市地域公共交通協議会

監 事 小松 泉 印

監 事 堀越 晃滋 印

※両監査員には、報告書に押印・自署いただいておりますが、個人情報保護（印影）のため、原本の添付は差し控えております。

令和6年度 こまタク(こまがねデマンド型乗合タクシー)運行実績

(1)純利用実績(令和7年3月31日現在)

① 男女別 (人)

	R05	R06	割合
男	51	51	25%
女	169	152	75%
計	220	203	100%

※R05年度対比:-17人

② 年齢別 (人)

	R05	R06	割合
～59歳	15	15	7%
60～69歳	7	9	4%
70～79歳	43	37	18%
80～89歳	121	101	50%
90歳～	34	41	20%
計	220	203	100%

※2024.4.1時点の年齢で算出

③ エリア別 (人)

エリア	R05	R06	割合
アイウ	73	56	28%
エオ	147	147	72%
計	220	203	100%

< まとめ >

- ① ・女性の利用者が75%
・割合:前年度から大きな変化はなし
・純利用者数:対前年比-17人
- ② ・70歳以上の利用者が約90%
・割合:前年度から大きな変化はなし
- ③ ・竜東エリアの利用者が減少
・竜西エリアは変化なし

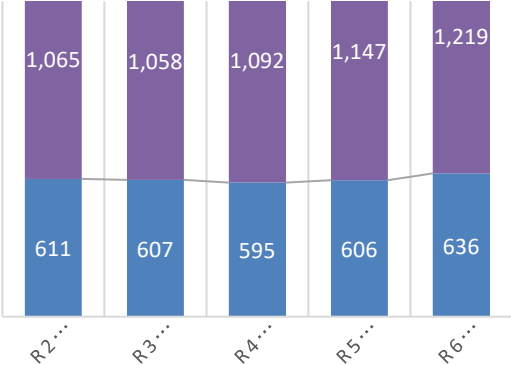
(2)利用実績(令和7年3月31日現在)

【A】利用登録者数 (人)

エリア	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末
アイウ	611	607	595	606	636
エオ	1,065	1,058	1,092	1,147	1,219
計	1,676	1,665	1,687	1,753	1,855

※R5年3月対比: +102人

【A】 利用登録者数



【B】純利用者数 月平均 (人)

	R02	R03	R04	R05	R06
計	119	116	118	109	100

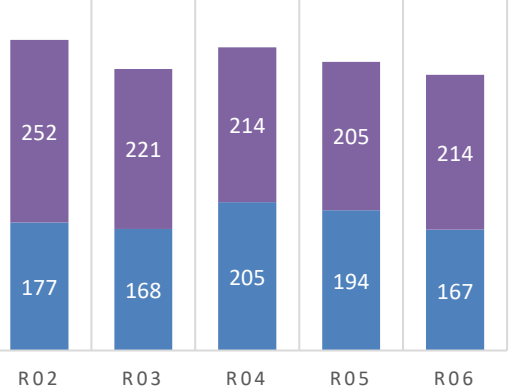
※R05年度対比:-9人

【C】総利用者数 月平均 (人)

エリア	R02	R03	R04	R05	R06
アイウ	177	168	205	194	167
エオ	252	221	214	205	214
計	429	389	419	399	381

※R05年度対比:-18人

【C】 総利用者数



【D】1便当たり平均乗車人数

エリア	R02	R03	R04	R05	R06
アイウ	1.6	1.6	2.2	2.7	2.4
エオ	1.8	1.7	2.1	2.9	3.1
平均	1.7	1.7	2.2	2.8	2.8

※R05年度対比: ±0人

【E】各停留所の利用状況

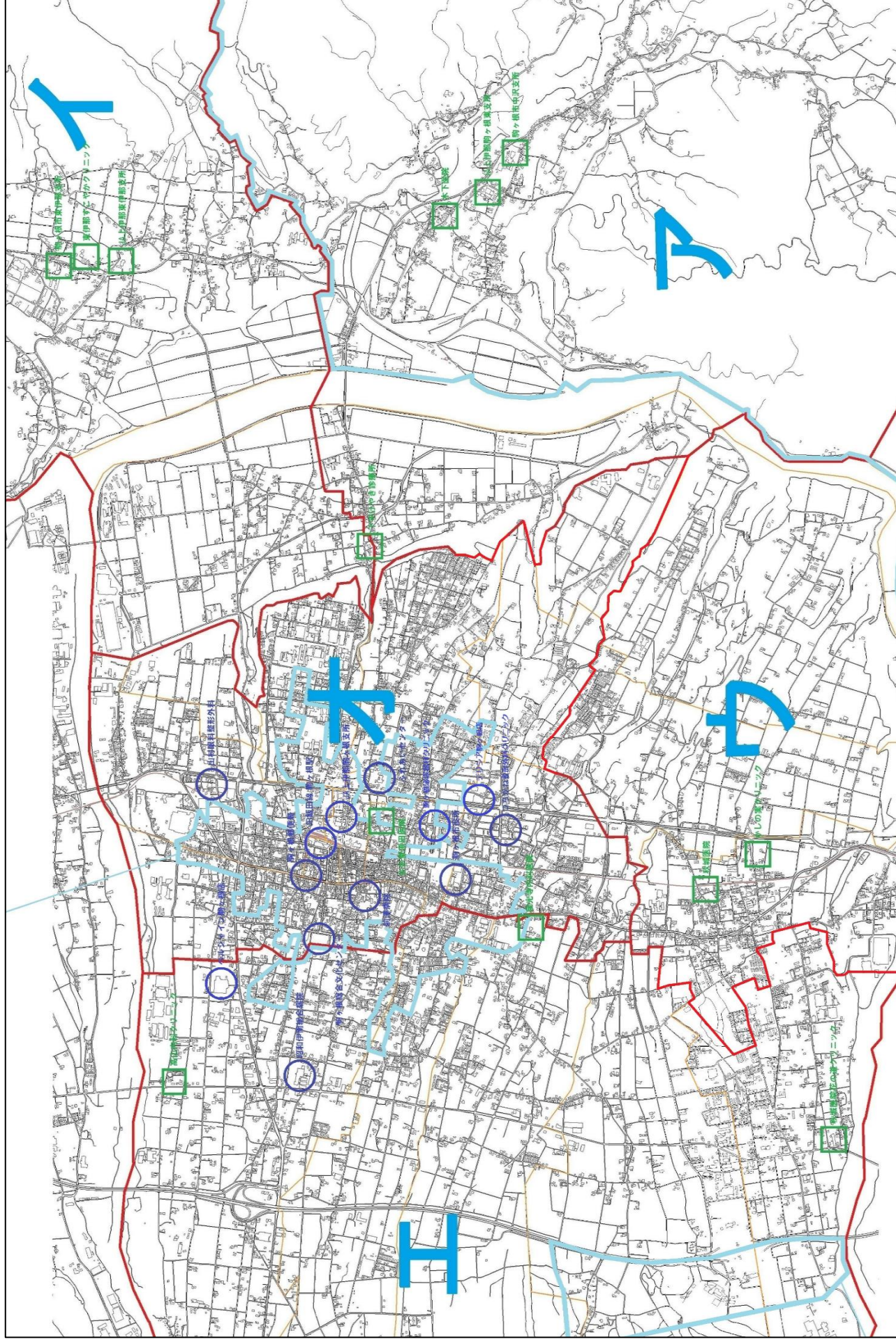
停留所名	利用者数
昭和病院	710
前澤外科内科CL	288
山村眼科整形	1,107
つちかね整形	166
駒ヶ根駅	531
郵便局	83
市役所	128
ふれあいC	111
Aコープ駒ヶ根	267
ベルシャイン	524
テリシア駒ヶ根店	201
駒ヶ根泌尿器科CL	19
木下医院	17
神戸医院	62
JA駒ヶ根東	1
中沢支所	1
すこやかCL	8
マルトシ東伊那	2
東伊那支所	0
秋城医院	27
かしの実CL	8
中谷内科医院	252
高山内科CL	39
座光寺内科CL	2
須田医院	10

< まとめ >

- 【A】 利用登録者数:対前年度末比+102人
- 【B】 純利用者数(月平均):対前年比-9人
- 【C】 総利用者数(月平均):対前年比-18人
- 【D】 1便当たりの平均乗車人数:対前年比±0人
- 【E】 停留所(TOP5):①山村眼科整形 ②昭和病院 ③駒ヶ根駅
④ベルシャイン ⑤前澤外科内科クリニック

【こまタク】

- 運行 平日毎日運行（お盆・年末年始除く）、4便/日（往路1便 8:30、往路2便 10:00、復路1便 12:00、復路2便 13:30）の運行
- 停留所 予約により、往路は「自宅から停留所」、復路は「停留所から自宅」へ、乗合による送迎



運転免許証自主返納支援事業実績

(1) 事業目的

高齢者等による交通事故の減少を図るとともに、公共交通機関の利用を促進するため、運転免許証の自主返納の推進を支援するもの。（平成 29 年度事業開始）

(2) 事業概要

<対象者>

- ① 駒ヶ根市内に住民登録されている人
- ② 運転免許証の全てを自主返納した人

<支援内容>

こまタク乗車券 1 万円分（400 円/回×25 回分）

(3) 支援状況

【A】男女別

性別	～R02	R03	R04	R05	R06	累計
男性	165	28	30	16	25	58
女性	178	43	26	29	43	69
計	343	71	56	45	68	127

【B】エリア別

地区エリア		～R02	R03	R04	R05	R06	累計
ア	中沢区	39	5	8	4	7	13
	下平区（第 1・3・4・5・6・11・12）						
イ	東伊那区	33	10	4	2	4	14
	下平区（第 7・8・9・10・14）						
ウ	市場割区（宮の前・美里を除く）	23	6	3	4	8	9
	上赤須区、中沢区吉瀬						
エ	福岡区、北割 1 区・2 区	104	25	15	18	18	40
	中割区、南割区						
オ	町 1・2・3・4 区、市場割区宮の前・美里	144	25	26	17	31	51
	上穂町区、小町屋区、下平区第 2・13						
計		343	71	56	45	68	127

【C】年齢別

年齢層	～R02	R03	R04	R05	R06	累計
～49歳	1	1	0	0	0	0
50～59歳	0	0	0	1	0	1
60～69歳	8	2	0	1	2	3
70～79歳	89	9	6	13	10	29
80～89歳	207	47	37	17	41	95
90歳～	38	12	13	13	15	41
計	343	71	56	45	68	169

【D】返納後利用状況

利用状況	～R02			R03			R04		
	交付者数	実利用	割合	交付者数	実利用	割合	交付者数	実利用	割合
登録済・利用経験有	22	13	59%	4	3	75%	2	0	0%
登録済・利用経験無	37	18	49%	10	5	50%	16	4	25%
未登録	258	59	23%	57	8	14%	38	8	21%
計	317	90	28%	71	16	23%	56	12	21%

利用状況	R05			R06			累計		
	交付者数	実利用	割合	交付者数	実利用	割合	交付者数	実利用	割合
登録済・利用経験有	2	1	50%	1	1	100%	31	18	58%
登録済・利用経験無	6	4	67%	10	4	40%	79	35	44%
未登録	37	8	22%	57	9	16%	447	92	21%
計	45	13	29%	68	14	21%	557	145	26%

令和 6 年度 割引タクシー券 利用実績

(1) 制度概要

○交付対象者 65 歳以上で自動車による交通手段のない市民
「福祉タクシー券」の対象者

○交付枚数

居住地区	交付枚数※1	割引額※2
竜 西	40 枚	100 円
竜東 1	80 枚	300 円
竜東 2	120 枚	350 円

※1 年度中途の交付枚数は月割計算

※2 タクシー料金 500 円につき
割り引く金額

(2) 利用者像

①男女別

	人	割合
男	163	23.6%
女	528	76.4%
計	691	100.0%

②年齢別

	人	割合
～39 歳	8	1.1%
40～49 歳	3	0.2%
50～59 歳	25	3.3%
60～69 歳	32	4.8%
70～79 歳	143	19.1%
80～89 歳	331	47.6%
90 歳～	149	23.5%
計	691	100.0%

※R 5. 3. 31 時点の年齢

③地区別

	人 (a)	割合	高齢人口 (b)	(a/b)
南 割	11	1.6%	304	5.8%
中 割	31	4.5%	404	8.4%
北割 2	35	5.1%	556	8.2%
北割 1	66	9.6%	808	8.9%
小町屋	56	8.1%	627	10.1%
福 岡	61	8.8%	1,069	6.5%
市場割	45	6.5%	528	9.4%
上赤須	35	5.1%	259	13.7%
下 平	26	3.8%	475	6.25%
町 1	35	5.1%	336	11.5%
町 2	85	12.3%	1,084	8.31%
町 3	39	5.6%	466	11.6%
町 4	39	5.6%	564	7.6%
上穂町	43	6.2%	570	10.2%
中 沢	60	8.7%	1,001	7.0%
東伊那	24	3.5%	641	6.3%
計	691	100.0%	9,692	8.3%

※R 6. 3. 31 現在の高齢者人口

(外国人含む、施設入所者除く、市福祉課提供)

(3) 利用実態

【A】交付者数

	R 4	R 5	R 6	前年比
竜 西	1,268	1,114	1,184	106.3%
竜東 1	153	133	120	90.2%
竜東 2	53	49	44	89.8%
計	1,474	1,296	1,348	104.0%

【B】利用者数

	R 4	R 5	R 6	前年比
竜 西	773	707	603	85.3%
竜東 1	91	80	60	75.2%
竜東 2	33	31	28	90.3%
計	897	818	691	84.5%

【C】利用枚数

	R 4	R 5	R 6	前年比
竜 西	16,563	15,577	15,844	101.7%
竜東 1	4,017	3,584	3,427	95.6%
竜東 2	2,618	2,328	2,167	93.1%
計	23,198	21,489	21,438	101.7%

※【市負担額】 R 5 : 3,447,700 円 ⇒ R 6 : 2,968,200 円 (前年比-479,500 円)

<まとめ>

【①②】利用者の 7 割以上が女性であり、70 歳以上の高齢者の利用が 9 割を占める状況。

【A B C】交付者数・利用枚数は微増するも、利用者数は減少。

令和 6 年度 福祉タクシー券 利用実績

(1) 制度概要

○交付対象者 自動車による交通手段がない次の市民

- ・身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が 1 級又は 2 級の方
- ・身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が 3 級（視覚障害、平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害及び呼吸器機能障害に限る。）の方
- ・特定疾患受給者証若しくは精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳の交付を受けた方、又は慢性関節リュウマチの患者
- ・介護保険の要支援又は要介護認定を受けている方
- ・65 歳以上の高齢者で市民税非課税世帯の方

○交付枚数

居住地区	交付枚数※1	金額※2
竜 西	12 枚	500 円
竜東 1	24 枚	
竜東 2	36 枚	

※1 年度中途の交付枚数は月割計算

※2 タクシー料金の支払いに使える
1 枚 500 円の金券

(2) 利用実態

【A】交付者数

	R 3	R 4	R 5	R 6	前年比
高齢者	922	958	925	933	100.9%
障がい	175	161	167	162	95.4%
計	1,097	1,119	1,092	1,092	97.0%

	【B】交付枚数			【C】利用枚数			【D】利用率		
	R 5	R 6	前年比	R 5	R 6	前年比	R 5	R 6	前年比
高齢者	12,078	11,886	98.4%	7,014	5,856	83.5%	58.0%	49.3%	-8.7%
障がい	2,181	2,055	101.6%	1,014	870	85.8%	46.4%	42.3%	-4.1%
計	14,259	13,941	97.8%	8,259	6,726	81.4%	56.3%	48.2%	-8.1%

※【市負担額】 R 5 : 4,014,000 円 ⇒ R 6 : 3,363,000 円（前年比-651,000 円）

<まとめ>

■交付枚数、利用率ともに減少。

■市負担額は、割引・福祉タクシー券合わせて、1,130,500 円減少。

(1)地域公共交通網の整備に関する目標

目標 1-1 こまタク運行エリアによる人口カバー率

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
施策対象人口／全人口	100%	100%	◎
コメント こまタク運行範囲は全市域を網羅しており目標を達成しているため「◎評価」とする。			

目標 1-2 市街地巡回系システムの運行

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
－	計画期間内に運行開始	検討中	△
コメント 市街地巡回系システムについては、昭和伊南総合病院の移転計画が具体化した段階で併せて取り組むこととしていた。令和4年度末に新病院建設の基本計画が策定され、移転候補地が発表されたことから、令和5年度において巡回バスの検討資料を作成し、関係者間で具体的検討に着手したところである。令和6年度においては、設計の見直しが生じ、病院開業が当初の令和9年度から令和11年度以降に変更されたため、資料も更新をしている。移転計画の動向を注視しつつ、巡回系システムについても調整を図るが、本計画の期間内の運行開始には至らないとみられる。			

目標 1-3 山麓周遊系システムの運行

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
－	計画期間内に運行開始	実証実験	○
コメント 令和3年度より実証を続けており、令和6年度は前年度の運行内容をベースに立ち寄り施設数を増やし、運行本数も1.5倍に増やした。期間についても、秋の連休や紅葉シーズンを最後までカバーできるよう12月初旬まで期間を延ばしたほか、収益性を高めるために運賃も値上げした。駒ヶ根高原の宿泊客の利用が多く、山麓周遊に対してもさらに効果的なものとなった。本格運行には至らないが、計画に沿って進んでいるため「○評価」とする。			

目標 1-4 通学困難世帯の補助対象区域にある高校生世帯への支援実施率

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
支援実施世帯数／対象地区世帯数	80%以上	調整中	△
コメント 実施内容について庁内で調整中。運用には至っていないため「△評価」とする。			

(2)地域公共交通の利用実績に関する目標

目標 2-1 こまタクの登録者数

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
登録者数データ	基準年(R2)から2%ずつ増 1,815人	1,855人 前年比102人増(+5.8%) 達成率102%	◎
コメント こまタクの登録者数は、毎日運行化による利便性の向上や免許返納支援事業等の効果で全般的には増加傾向にあるが、コロナ禍等の影響で令和3年度に一時減少に転じたほか、増加割合にもやや鈍りがあり、令和5年度までは目標数をやや下回る状況が続いていた。しかし、令和6年度については、前年比5.8%増の上昇がみられ、目標を上回ったため「◎評価」とする。高齢ドライバーの自家用車からの転換などが進みつつあるものとみられる。			

目標 2-2 こまタクの利用者数

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間利用者数データ	基準年(R2)から2%ずつ増 5,560人	4,564人 前年比213人減(-4.5%) 達成率82%	×
コメント 令和2～3年度はコロナ禍により、利用者が大きく減少していたが、令和4年度は回復し、前年度比約8%の増加となった。しかし、令和5年度、6年度は再び減少に転じており、2年続けて約5%ずつの減少となっている。目標値に対する達成率は82%にとどまるため「×評価」とする。令和5年度においては、一過性の減少という見方もあったが、令和6年度も同様であるため、抜本的な分析と対策が必要といえる。目標2-1に記した通り、登録者数は増加していることから、新しく登録はしたが実際には使っていないというケースや、登録者全体としての利用頻度が落ちているというケースが考えられる。利用実態の詳細データを分析し、対象者層を把握したうえで、利用促進や運行方法の調整などに取り組んでいくことが必要と考えられる。			

目標 2-3 こまタクの稼働率

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間運行実績データ	80%[日4便の運行形態において]	85.8% 前年比-2.7ポイント 達成率107%	○
コメント 令和3年度はコロナ禍により80.9%まで低下したが、令和4年度以降は回復し、令和5年度は88.5%に達した。一方、令和6年度は目標2-2に記した利用者数の減少にも呼応して85.8%と3ポイント近く減少している。目標値としている80%を上回ったため「○評価」とするが、稼働率が目標に達しても、利用者数が下回っている状態であるということは、事業効率としては好ましい状態ではなく、改善が求められる。対応の方向性は目標2-2に記した通りであるが、根幹的には利用者の外出回数の増加であり、そのための目的施設側の取り組みなどもあわせて必要といえる。			

目標 2-4 こまタクの収支率

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間運行実績データ	基準年(R2)から2ポイントずつ増 9.0%	7.9% 前年比-0.5ポイント 達成率86%	△
コメント	目標2-2に示した通り、利用者数が減少してきているため、これに呼応するかたちで収入も減少し、収支率については、前年比-0.5ポイントの7.9%となった。令和4年度までは目標値を上回る水準に当たったため、やや厳しい状況といえる。公共交通政策は交通不便者を支援するための福祉的な側面も強く、収支率に固執する必要は少ないものの、評価としては「△」とする。いずれにしても、推移を管理していく指標ではあり、今後も利用促進に努めていく。		

目標 2-5 割引タクシー券の利用枚数

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間利用者数データ	基準年(R2)から2%ずつ増 26,727枚	21,438枚 前年比-51(-0.2%) 達成率80%	×
コメント	割引タクシー券の利用枚数は、ほぼ前年と同程度であるものの、減少傾向が続いている。コロナ禍以降の回復もみられず、7年連続の減少となった。目標値に対する達成率は80%で、令和4年度の達成率90%と比べ、マイナス10ポイントの大幅減で「×評価」とする。目標2-2のこまタクの利用者数とあわせ、公共交通の利用自体がやや低調になってきているといわざるを得ない。タクシー券配布は一般に、予算設定をしても利用が増えるほどに当年度の支出も増えるため、想定を超える利用は財政的に厳しい側面もあるが、使ってもらってこそその施策であり、こまタク利用との組み合わせなどで相乗効果を生むような仕組みづくりも必要といえる。		

目標 2-6 駒ヶ岳ロープウェイ線の利用者数

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間利用者数データ	基準年(R1)から2.4%増 (5ヶ年で3%増) 176,748人	166,307人 前年比8,804人減(-5.0%) 達成率94%	△
コメント	駒ヶ岳ロープウェイ線は、コロナ禍によって令和4年度までは目標を大きく下回る状況が続いていたが、令和5年度は観光需要が回復、前年比16%と大きく増加し、目標水準にほぼ到達した。一方、令和6年度は、前年比マイナス5%と減少に転じており、「△評価」と位置づける。観光入込みは、広報PR等による効果が高められる側面がありつつも、天候やその年の紅葉の色づきなどの不確実な要素もあり、非常に難しいといえる。いずれにしても、コロナ禍の非常に厳しい局面は脱したものと考えられる。		

目標 2-7 市民全体でのJR飯田線の利用頻度「月1回以上利用」

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
計画策定に係る 市民アンケート調査	9%(5ヶ年維持)	5%	×
コメント	令和2年度の地域公共交通計画策定時がコロナ禍で、当該年のアンケートの値を基準値とすることが難しかったことから、平成27年度に策定した地域公共交通網形成計画における指標を継続させた経緯がある。令和6年度に実施した中間年度のアンケート結果では、コロナ禍に実施した調査の4%よりは若干増加したものの、目標値は大きく下回る5%となった。テレワークなどライフスタイルも変化し、鉄道利用の中心である高校生も少子化により減少傾向にあるなかで厳しい状況といえる。飯田線は上伊那・下伊那地域全体の重要な南北軸であり、地域一丸となつての利用促進などが求められる。		

目標 2-8 市民全体での高速バスの利用頻度「月1回以上利用」

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
計画策定に係る 市民アンケート調査	8%(5ヶ年維持)	3%	×
コメント	目標設定の経緯は、上記2-7と同様である。令和6年度に実施した中間年度のアンケート結果では、コロナ禍に実施した調査の3%と同等で、目標値を大きく下回るものとなった。高速バスについても、コロナ後のライフスタイルの変化により、以前ほどの利用はなくなっていることがうかがえる。高速バスも地域の重要な広域交通網と位置づけているため、地域一丸としての利用促進が求められる。		

(3)観光振興に対する目標

目標 3-1 観光乗合タクシーの事業化

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
販売実績データ	計画3年目までに事業化	未実施	×
コメント	事業の実施主体となることを見込んでいた伊南DMOの設立が断念されたことから、計画期間内の実施は難しいとみられる。しかしながら、竜東方面をはじめとした公共交通ネットワークの弱い地域の観光振興などには重要な施策でもあり、着地型商品などを企画する地域内の事業者との連携を模索していくことが必要と考えられる。加えて、令和6年度に実証した公共ライドシェアも観光輸送に効果を上げることが期待できるため、引き続き検証を進めていく。		

目標 3-2 観光乗合タクシーの利用者数

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間利用者数データ	事業初年度50組 以降前年比5%増	未実施	×
コメント	目標3-1の通り、観光乗合タクシーについては先行きの不透明感が強かったことから、令和5年度までは「未評価」としていたが、期間内の事業化は困難と判断し、今回より、「×評価」と位置づけている。一方で、前項にも記した通り、公共ライドシェアによる解決も視野に入れていくことが期待される。		

(4)地域公共交通の利用促進・意識醸成に関する目標

目標 4-1 公共交通フォーラム・イベント開催回数

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間開催回数	毎年1回以上	イベントほか説明会実施	◎
コメント	令和6年度は、6月にベルシャイン駒ヶ根にて、「のりもの体験会」を実施、1,500人の来場者を集め、盛況であったことから「◎評価」と位置づける。この他にも、イベントとはやや異なるが、北割2区にて、こまタク出張説明会を開催し、高齢者サロンから8名の参加があった。のりもの体験会は二度目の開催で、メディアなどでも取り上げられ、市民だけでなく、遠方からの来訪もみられ、効果が感じられた。定期的な催しとしていくことが望まれる。		

目標 4-2 住民意見交換会開催回数

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間開催回数	毎年5回以上	5回	○
コメント	目標4-1に掲げたこまタク出張説明会のほか、令和6年度には公共ライドシェアの説明会なども4回実施し、このなかではそれぞれ住民との意見交換の時間も設けたことから、合計5回の開催と位置づける。目標に達してはいるが、計画に掲げた意見交換会とはやや位置づけが異なるため「◎」ではなく「○評価」とする。		

目標 4-3 公共交通を住民が支えていく意識

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
計画策定に係る 市民アンケート調査	「地域住民で負担してサービス 保持」という回答30%以上	21%	×
コメント	平成27年度に策定した地域公共交通網形成計画における指標を継続しており、前回令和2年度の調査では31%と目標値を上回った経緯がある。令和6年度においては実施した市民アンケートでは、この回答が21%と目標値を大きく下回る結果となり「×評価」と位置づける。昨今、運転手不足などにより、バスが運休を余儀なくされる報道が多く、公共交通が地域の基本的な社会基盤だという認識は定着してきている感もあるが、「住民自らが支える」という意識とはやや異なっているものとも考えられる。次期計画策定に向けて打ち出していくことも重要と考えられる。		

(5)地域公共交通の維持・持続性担保に関する目標

目標 5-1 公共交通関連の行政負担額

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
各年度普通会計決算	3,800万円以内	4,047万円 前年比+4.0%	△
コメント	市の主たる公共交通施策であるこまタクの運行事業費のほか、その他の付帯事業や会議費などを合計した公共交通関連の年間費用で令和6年度は4,047万円となった。運行事業に必要な各種資機材の高騰や、これに伴い人件費も上昇しているため、当初目標に沿った事業運営自体が難しく、評価しづらい指標ではあるが、4,000万円台の台を超えたことから「△評価」と位置づける。いずれにしても、次期計画策定に向け、目標額についても十分に検討していく必要がある。		

評価の考え方

◎	数値目標を達成し効果があった
○	数値目標は達成したが改善が求められる
△	数値目標が達成できなかった
×	数値目標を著しく下回った/事業等が実施できなかった

■目的

昨今のタクシーの乗務員不足及び高齢化から、市民や観光客に対して乗車待ちや乗車断りといったケースがあり、市内の移動に支障が生じてきている。

そこで、道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送制度の改正に伴い、市内における交通手段の確保を目的に、新たな公共交通手段となる公共ライドシェアの仕組みを構築する。

■事業の概要①【全般】

項目	内容
実施形態	公共ライドシェア（道路運送法第78条2号）
実施主体者	駒ヶ根市地域公共交通協議会
運行管理	オムロンソーシアルソリューションズ株式会社（OSS） → 再委託
実施支援	オムロンソーシアルソリューションズ株式会社（OSS） 1.コンサルティング（交通ニーズの調査、スキーム設計、実現性と必要性の検証） 2.システムの提供（配車システム、運行管理システム、ドライバーアプリ、ユーザーアプリ） 3.研修（ドライバー業務及びアプリ操作、ユーザー操作研修） 4.実証実験支援（協議会、運行管理事業者、ドライバー説明、住民説明） 5.システムの運用サポート・保守・障害対応支援（コールセンターの設置、販促物の提供、車載機器（ドラレコ、アルコールチェッカー、車両マグネット等）の手配）

■事業の概要②【運行方法】

2

項目	内容
稼働期間	令和7年9月1日(月)～12月27日(土)
稼働エリア	発着共に駒ヶ根市内【区域運行】
運行時間	8：00～24:00(予約：即時～23：30)
運行方式	タクシー優先配車 資料9-2で協議
配車方法	アプリ及びコールセンター
決済方法	クレジットカード及び現金
運賃設定	タクシー料金＋迎車料金200円（長野交通圏以外のタクシー料金）【距離制】 資料9-3で協議 最初の1.19km：700円、229mごとに：100円、深夜料金は通常運賃の2割増、キャンセル料900円
運賃配分割合	ドライバー50%、協議会50%

■事業概要③【車両保険】

方式	優先補償（ドライバーが加入する保険に優先して根本から補償する）
内容	対人・対物を無制限で補償
保険料	1台あたり450円/日
その他	車両保険はドライバーが加入する保険で対応

■事業概要④【運行管理業務】OSS → 再委託

ドライバー点呼（運行前後）	遠隔点呼【体調、酒気帯び、運行上の注意事項】
事故時 1 次対応	電話対応、ドライバー・利用者フォロー
運行管理	気象状況による安全確保指示、ドライバー乗務記録作成指示・管理

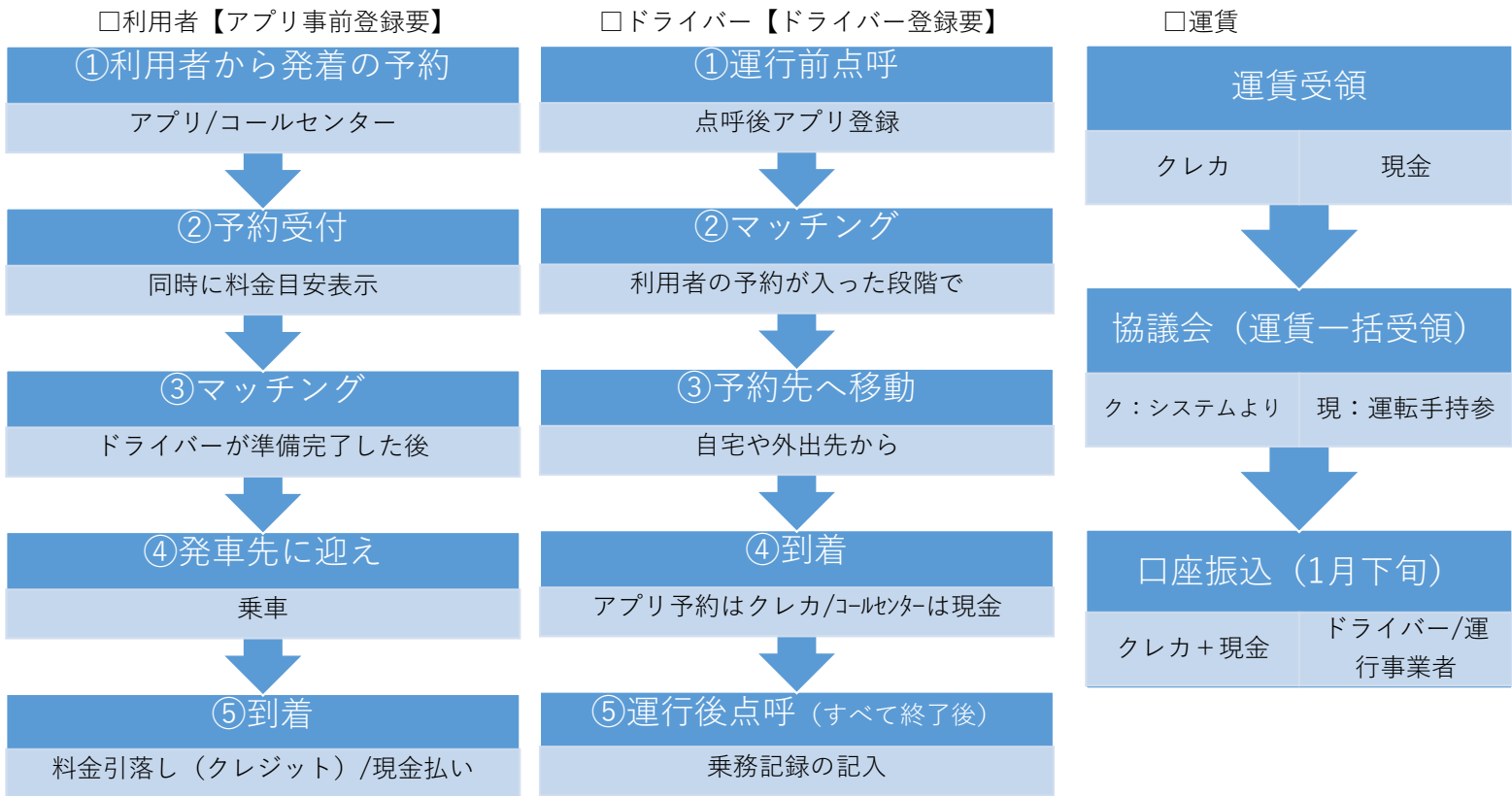
■事業概要⑤【ドライバー】

契約形態	業務委託契約（委託者：駒ヶ根市地域公共交通協議会）	
登録条件	・市内在住又は在勤 ・自家用車を所有（定員4名以上、10名以下） ・21歳以上、75歳以下（2025年3月末時点） ・普通自動車第一種免許取得後3年以上、2年以内に免許停止処分がない ・任意保険に加入 ・会社員の場合は副業が可能など、運転業務に制約がない ・スマホを所有	
運転者の資格要件 (いずれか)	1.普通自動車第二種免許 2.福祉有償運送運転者講習 3.交通空白地有償運送運転者講習	アジマ自動車学校 8月6日、10月9日 8:20~19:00 （関係法令、安全な運行と緊急時対応、運転方法、演習）

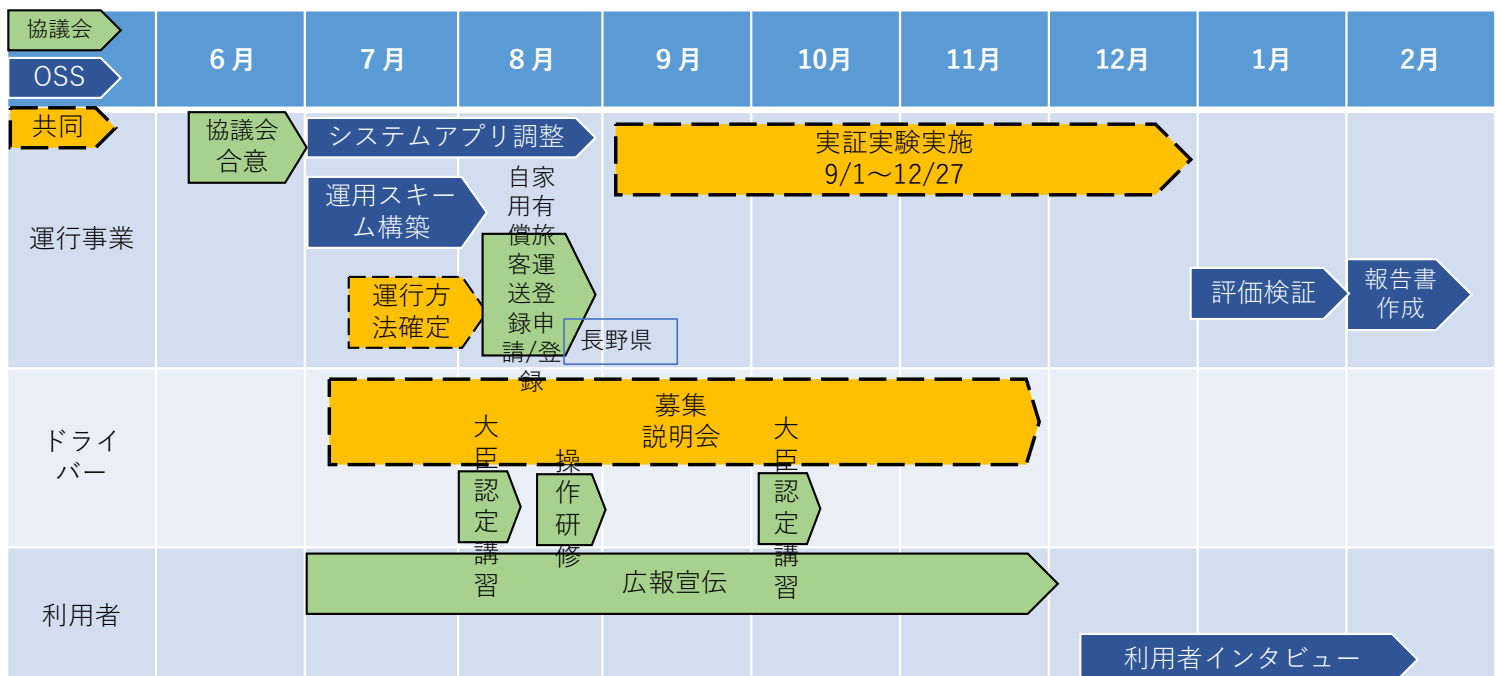
■meemoアプリのイメージ



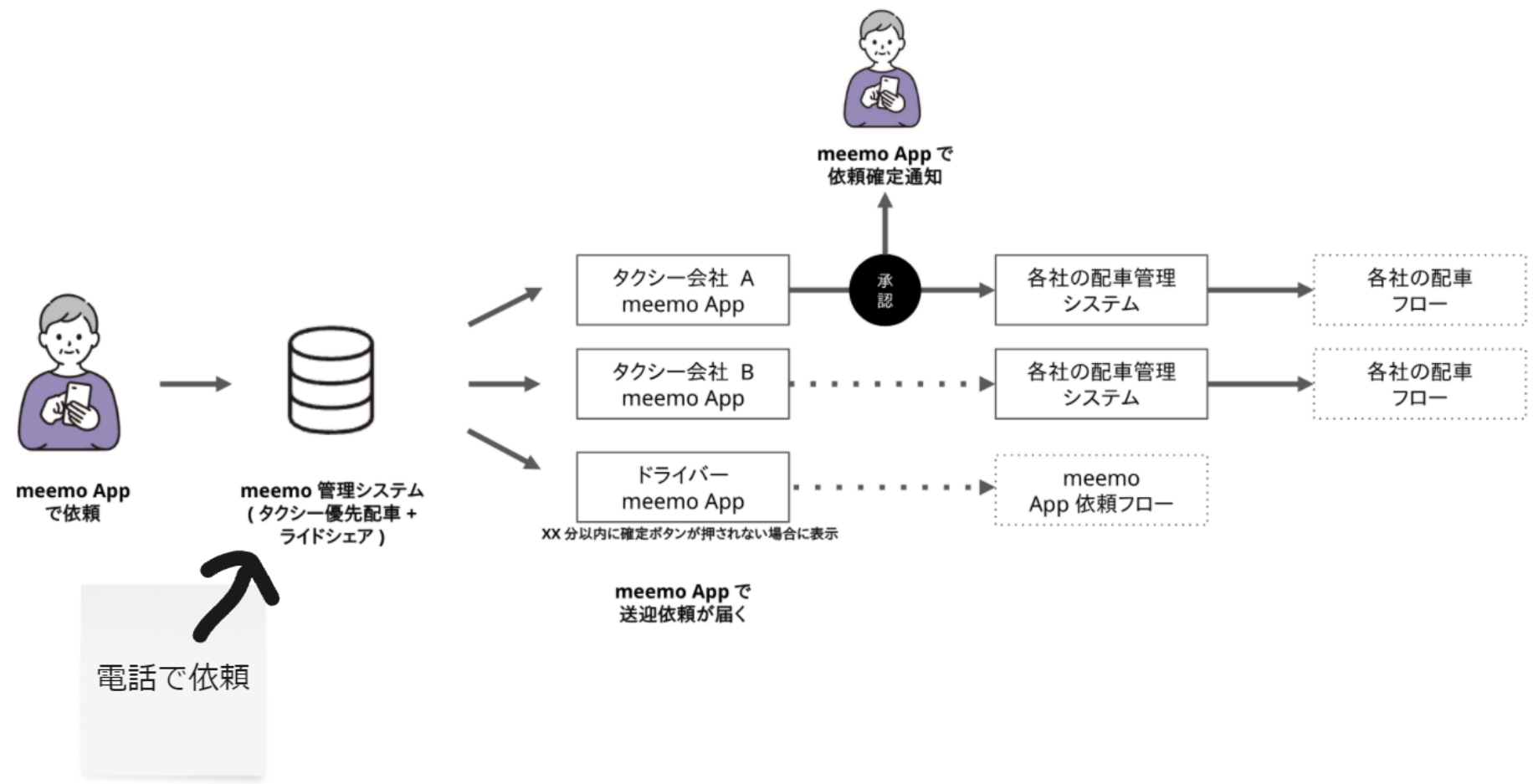
■流れ（イメージ図）



■スケジュール



駒ヶ根市タクシー優先配車 案② meemo アプリでの実装



■ 運賃設定の基準について

資料 9 - 3

自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて（一部改正 国自旅第72号 令和6年4月26日 通達）

2. (3) イ. 運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割であること。ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも可能である。
- 同口. 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。
- 上記に基づいて料金設定を行う。

● 公共ライドシェアに伴う必要経費（運行実費分）	A（実費想定分）	B（A以外の経費）	備考
人件費	219,600	直接経費a	0.5
保険料	274,500	494,100	450*122*5
1.システム利用料（配車システム、運行管理システム、ドライバーアプリ、ユーザーアプリ）	2,493,332		
2.コールセンターの設置（アプリ利用不可者）	990,000		
3.車載機器（ドラレコ、マグネット、アルコールチェッカー）	580,788		
4.運行管理料	1,980,000		
	実費料金A	6,538,220	
4.広告宣伝費（チラシ、ホームページ作成）		491,960	
5.初期設定料（スキーム構築）		1,760,000	
6.導入支援料（運行サポート）		4,950,000	
7.ニーズ調査費（交通空白調査）		660,000	
		その他料金	7,861,960

上記のとおり、運行経費の実費分として653万円かかることが予定されていることから、運送の対価はタクシー運賃額を上限（同額）とし、不足分は国の「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト補助金及び市の補助金で対応する。なお、運賃の5割分については任意保険料等を協議会負担として充てたい。

【参考】 運賃による協議会収入見込み
1,200円×3台×122回（日）＝439,200円 内、協議会5割＝219,600円

令和7年度駒ヶ根市公共ライドシェアシステム実証実験支援業務委託契約（案）

（随意契約理由書）

1 業務目的

昨今のタクシードライバーの乗務員不足及び高齢化から、市内の交通手段の確保を目指すため、公共ライドシェアの仕組みの構築、将来的な市民および観光客などの移動手段の確保、住民ドライバーの発掘によるタクシードライバーの確保を目的に必要な支援を実施する。

2 業務内容

公共ライドシェアの運行コンサルティング、運行に係るシステムの提供及び運用サポート並びに研修等、その他実証実験に係る支援

3 委託業者

（1）委託期間…令和7年7月1日（予定）～令和8年3月19日

所在地 東京都港区港南 2-3-13 品川フロントビル 9F

名 称 オムロンソーシャルソリューションズ株式会社

4 随意契約理由

本実証実験は、令和6年4月26日道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送制度の通達改正に伴い実施するもので、公共ライドシェアとして運行している事例は県内ではなく、全国でも数件という先進性が高い事業である。

当事業は、駒ヶ根市に適した仕組みを構築するために、タクシー事業者との調整や運行のための空白時間帯の調査を行うなど事業に精通していることに加えて、様々なコンサルティングが必要となる。また、原則としてアプリによる配車やキャッシュレス決済といったデジタルサービスの活用を行うことになっている。

さらに財源として、国土交通省「交通空白」解消等リ・デザイン全面プロジェクトの交付決定を受けており、2月末までに事業を終了する必要があることから、これらを一体的に実施できる事業者が最適と考える。

上記理由から、本業務を円滑に実施するため、国土交通省「交通空白解消」官民連携プラットフォームおよび全国自治体ライドシェア連絡協議会へ参画しており、事業実績もある上記3.に示すものと随意契約を行いたい。

【適用法令等】

地方自治法 第234条第2項

地方自治法施行令 第167条の2第1項

駒ヶ根市財務規則 第119条、第119条の2

5 契約方法及び契約額

契約方法及び契約額の決定は、駒ヶ根市財務規則に準じて行う。

令和 7 年度 駒ヶ根市地域公共交通計画策定業務委託契約(案)

1. 委託業務の名称

令和 7 年度 駒ヶ根市地域公共交通計画策定業務委託契約

2. 委託業務の目的

本業務は、令和 2 年度に策定した駒ヶ根市地域公共交通計画に基づき、計画に位置づけられた各種事業の推進及び評価検証を行うとともに、令和 8 年度から令和 13 年度までの 5 か年間の駒ヶ根市地域公共交通計画を作成し、持続可能な公共交通を目指すものである。

3. 委託業務の内容

(1) 地域概況・交通施策の状況把握

① 地域概況の把握

地勢、人口動態、施設立地、既存の公共交通網、自動車保有、免許保有等、交通計画において必要となる地域の各種データの収集、分析

② 交通施策等の把握

現行の公共交通施策について、事業形態、利用実績、収支状況等を把握

(2) 上位計画の把握及び前計画の評価

① 上位計画・関連計画の把握

交通計画の策定にあたって整合を図る必要のある各種計画等の整理、把握等

② 前計画の評価

令和 2 年度に策定した駒ヶ根市地域公共交通計画に掲げた各施策の取り組み状況や目標の達成状況などを総合的に評価し、新計画に活かす

(3) 地域公共交通に関する問題・課題の整理

(1) (2) の内容のほか、令和 6 年度に実施した市民アンケートの結果などをもとに、地域公共交通に関する問題・課題を整理

(4) 基本方針及び計画目標の設定

(3) で整理した問題・課題を解消し、最適な地域公共交通を整備するための方針及び目標を設定

(5) 施策内容の検討

(4) で掲げた目標を達成するための具体的な施策・事業を検討

内容、効果、スケジュール、事業主体・役割分担等を取りまとめ

(6) 地域公共交通計画(案)のとりまとめ

(1)～(5) の各種事項のほか、事業全体の推進体制や目標の管理手法など必要事項を盛り込んだ地域公共交通計画を取りまとめ

(7) 協議会・分科会等の開催・運営支援

地域公共交通協議会、分科会等へ提示する資料の作成のほか、会議への出席と説明、質疑応答の対応などを行う。会議の開催は 3 回を見込む。

4. 見積依頼先とする指名業者の選定

(1) 下記理由により、特定非営利活動法人 S C O P と随意契約することとしたい。

理由 本業務の実施にあたり、これまでも「駒ヶ根市地域公共交通計画」の策定業務を請け負っており、当市の公共交通に精通している。また、過去の市民アンケートやヒアリング調査などのデータが蓄積され熟知している。加えて他自治体の動向や業界の情勢にも詳しいため、効率的かつ効果的な業務遂行が期待できる。

(2) 指名業者概要

業者 特定非営利活動法人 S C O P 理事 鷲見真一
松本市中央 2 丁目 3 番 1 7 号 知新堂ビル 3 階 A

実績 平成 27 年度駒ヶ根市地域公共交通網形成計画の策定に係る調査業務（プロポーザル）
平成 28 年度駒ヶ根市地域公共交通の事業推進に係る支援業務（随意契約）
平成 29 年度駒ヶ根市地域公共交通網形成計画推進事業委託業務（随意契約）
平成 30 年度駒ヶ根市地域公共交通網形成計画に基づく業務支援委託業務（随意契約）
令和元年度駒ヶ根市地域公共交通網形成計画に基づく業務支援委託業務（随意契約）
令和 2 年度駒ヶ根市地域公共交通網形成計画策定及び事業支援委託業務（随意契約）
令和 3 ～ 7 年度駒ヶ根市地域公共交通計画推進支援業務委託（随意契約）

参考 駒ヶ根市物品購入等競争入札参加有資格
営業種別「企画・計画等業務」「調査業務」「情報関連業務」の登録有

(3) 契約先の決定方法

- ① 指名業者に業務仕様書を提示し、見積書を徴収する。
- ② 事務局により別途設定する予定価格と見積を比較の上、予定価格の範囲内であれば、当該業者との間で、業務委託を締結する。

5. 契約締結後について

速やかに当該業務に着手することとし、協議会へ事業実施状況等を報告する。
契約期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

R 7 駒ヶ根山麓周遊バス事業

資料 1 2

運行時期：7月4日（金）～12月1日（月）の金～月・祝日（8月1日～31日は毎日運行）

運賃：1乗車500円・1日券1,500円（小学生以下無料）

車両：オープントップバス 最大24人乗り ※裏面参照

運行ルート・停留所・ダイヤ案

※太字：R 6 年度からの変更箇所

1周走行距離 約21km

	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便
1 駒ヶ根ファームス	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10 発
2 大沼湖	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12 着
3 大沼湖	9:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13
4 光前寺	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15
5 光前寺	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16
6 露天こぶしの湯	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19
7 露天こぶしの湯	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20
8 くらすわの森	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30
9 くらすわの森	9:31	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31
10 JICA駒ヶ根	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34
11 JICA駒ヶ根	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35
12 ビアンデさくら亭	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44
13 ビアンデさくら亭	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45
14 北川製菓	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52
15 北川製菓	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53
16 マルス駒ヶ岳蒸溜所	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55
17 マルス駒ヶ岳蒸溜所	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56
18 こまゆき荘	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58
19 こまゆき荘	9:59	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59
20 ぴんころ神社	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:01
21 ぴんころ神社	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02
22 こまくさの湯	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03	16:03	17:03
23 こまくさの湯	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04	17:04
24 駒ヶ根ファームス	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06

【変更点】

変更点	令和6年度	令和7年度
運行日	毎日運行	金曜日から月曜日の限定運行
運賃	1日券1,000円	1日券1,500円
運行便	1日6便	1日8便
停留所	10か所	12か所（JICA駒ヶ根、こまくさの湯追加）

※ただし、関係者との調整や国庫補助金等により変更する場合がございます。

【参考】

- ・ 駒ヶ根IC 高速バス新宿～飯田線 毎時35分着（11時以降） 毎時50分発
- ・ みすずハイウェイバス 飯田行き 9時06分、11時06分、15時06分、17時06分
- ・ みすずハイウェイバス 長野行き 9時26分、10時26分、14時31分、16時35分
- ・ RW線（しらび平→駒ヶ根駅） 菅の台BC 毎時22分、52分着
RW線（駒ヶ根駅→しらび平） 菅の台BC 毎時02分、32分着
- ・ くらすわの森 営業時間 ～16：30 マルス駒ヶ岳蒸溜所 営業時間 ～16：00

【ポイント】

- ・ 駒ヶ根ファームスをRW線との結節点として発着、特に山から下りてくる時間に合わせている
- ・ お土産、飲食、お酒、お菓子、工場見学、寺、温泉、自然と多ジャンル
- ・ メインターゲットは、宿泊登山客の前泊日、後泊日の観光
- ・ 発着点をファームスにすることで、利便性の向上

【車両】

- ・ 小型バスを改造した天窓開閉式のオープントップ
- ・ 車体には、スポンサー企業をラッピング
- ・ バス停もスポンサー企業募集予定
- ・ キャッシュレス決済可能（PayPay、d払い、auPAY、メルペイ）
- ・ 自動音声案内による観光ガイド

【広報】

- ・ 市報、市HP、市LINE・メール、観光案内誌など
- ・ SNS（インスタ・Facebook）を活用

・ 停留所施設定休日

あじわい工房	木曜日
すずらんハウス	火曜日
こぶしの湯	木曜日
養命酒駒ヶ根工場	水曜日
北川製菓	火、水曜日
こまゆき荘	木曜日
こまくさの湯	水曜日



【今後のスケジュール】

3月18日	交通協議会においてR7年度予算協議
4月中	運輸局申請
6月中	運行業務委託契約締結
7月～	スタート

令和6年6月28日

(名称) 駒ヶ根市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【地域公共交通の課題】

駒ヶ根市の公共交通網は、隣接する伊那市や飯田市等へ通じる唯一の幹線交通であるJR飯田線や中央自動車道を利用した高速バスを軸に、幹線交通に通じる支線の役割を果たしている「こまちゃんバス」(定時定路線、運行母体：駒ヶ根市地域公共交通協議会)、JR駒ヶ根駅と駒ヶ岳ロープウェイとの間を往復する民営路線バスから成り立っていた。

平成21年度に実施した住民意向調査では、市民の74.5%が「こまちゃんバス」に対して改善を求めており、特に交通弱者の中心である高齢者は、「自宅近くの運行」「増便」「デマンド方式の導入」を求めており、「こまちゃんバス」は市内移動手段としての役割を果たしていない状況であった。

「こまちゃんバス」は、都市の郊外化の進展に伴い、幅広い出発地と目的地に対応できず、以下の課題を抱えていたため、平成25年5月をもって運行を終了した。

- ・利用者数の減少(毎年10%ずつ減少)
- ・交通空白／不便地域の存在
- ・利用者要望を充足する路線／ダイヤ拡大や運賃収入の減少による財政負担の増加

【目的・必要性】

上記課題を解決し、以下に示す地域公共交通を実現するため、平成25年10月から「こまがねデマンド型乗合タクシー」(通称「こまタク」)の本格運行を開始した。

- ・交通空白／不便地域を解消する交通
- ・都市形態や高齢者を中心とした交通弱者のニーズに即した有効的な交通
- ・無駄がなく効率的な交通
- ・市民と行政との応分の負担による持続可能な交通

高齢者を中心とした交通弱者の通院や買い物等の生活を支える地域公共交通(「こまタク」)を確保・維持していくため、令和3年度よりスタートしている駒ヶ根市地域公共交通計画の内容に沿い、地域公共交通確保維持事業に取り組むことが必要である。

(駒ヶ根市地域公共交通計画 P68参照)

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

日常生活に必要な移動を満たし、持続可能性のある地域公共交通として下記3点を目標とする。

- ・利用者数 5,164人以上(直近年度R4.10～R5.9の実績5,063人に対して2%増加)
- ・収支率 8.1%以上(直近年度の実績7.9%に対して0.2%上昇)
- ・駒ヶ根市の財政負担 3,800万円以内

(駒ヶ根市地域公共交通計画 P79 参照)

(2) 事業の効果
「こまタク」を運行・維持することにより、高齢者を中心とした交通弱者の日常生活（通院や買い物等）に必要な移動手段を「有効的※¹」かつ「効率的※²」に確保することができるとともに、外出促進・地域活性化に繋がる。 ※1 要望の多い「自宅近くの運行」が完全の実現（交通空白／不便地域の完全解消）される。 ※2 予約制により「予約がない場合は運行しない」、「予約に応じた経済路線の設定」が可能となる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
(1) 公共交通運行事業 ・こまタクの平日毎日運行の継続（駒ヶ根市・事業者） ・バス部会・タクシー部会での改善策検討（駒ヶ根市・事業者） (2) 交通不便者支援事業 ・高齢者関連部署と連携した割引タクシー券・福祉タクシー券の交付（駒ヶ根市） ・免許返納者への支援策の実施（駒ヶ根市） (3) 利用促進事業 ・モビリティマネジメントにつながる広報の実施（駒ヶ根市） （駒ヶ根市地域公共交通計画 P72～P74 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
（記載例） 表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
駒ヶ根市から運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・登録者数や利用者数について、数値指標による評価を実施 ・地域公共交通協議会としての収支決算による評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
(記載例) 表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

<平成28年度>

- 平成28年 5月17日(第1回) 公共交通網形成計画(素案)
- 平成28年 6月27日(第2回) H29 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
公共交通網形成計画(案)
- 平成28年 9月12日(第3回) 公共交通網形成計画、「こまタク」平日毎日運行
- 平成29年 3月23日(第4回) 運行実績、アンケート調査結果、運転免許証返納
者支援事業

<平成29年度>

- 平成29年 6月19日(第1回) H30 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 平成29年12月 8日(第2回) 「こまタク」利用促進策
- 平成30年 3月20日(第3回) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価

<平成30年度>

- 平成30年 6月21日(第1回) H31 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 平成30年12月17日(第2回) 市民アンケート調査報告、駒ヶ根駅前広場整備の
状況

- 平成31年 3月26日(第3回) 駒ヶ岳ロープウェイ線の試運転結果

<令和元年度>

- 令和元年 6月28日(書面協議) R02 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 令和元年 6月28日(第1回) いいちゃんバス市内沿線停留所設置予定地の承認
- 令和元年12月20日(書面協議) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価

<令和2年度>

- 令和2年 7月 9日(第1回) R03 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 令和2年10月27日(第2回) 公共交通アンケート結果、公共交通計画
- 令和2年12月22日(第3回) 網形成計画評価、公共交通計画素々案
- 令和3年 3月22日(第4回) 次年度事業計画、公共交通計画策定

<令和3年度>

- 令和3年 7月 1日(第1回) R04 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 令和3年12月16日(書面協議) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価

<令和4年度>

- 令和4年 6月23日(書面協議) R05 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 令和4年 7月12日(第1回) R03 事業報告
- 令和4年12月14日(書面協議) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価
- 令和5年 1月30日(第2回) R04 主要事業の報告
- 令和5年 3月27日(第3回) R05 観光周遊バス事業計画案

<令和5年度>

- 令和5年 6月22日(第1回) R04 事業報告、地域内フィーダー系統確保維持計画
の承認
- 令和5年 12月01日(書面協議) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価
- 令和6年 2月7日(第2回) R05 山麓周遊バス実施報告
- 令和6年 3月25日(第3回) 次年度事業計画

19. 利用者等の意見の反映状況

- H28 アンケート調査実施（対象者：利用者 調査内容：こまタク乗車感想など）
 【期間】 H29. 02. 20～H29. 03. 10 【回答率】 70. 2%（回答者 175 名／対象者 249 名）
- H29 アンケート調査実施（対象者：登録者 調査内容：利用状況、各施策評価など）
 【期間】 H30. 02. 02～H30. 02. 16 【回答率（利用者）】 66. 2%（回答者 163 名／対象者 246 名）
 【回答率（非利用者）】 33. 9%（回答者 375 名／対象者 1, 106 名）
- H30 アンケート調査実施（対象者：市民 調査内容：公共交通利用形態、意識・ニーズなど）
 【期間】 H30. 08. 15～H30. 09. 10 【回答率】 46. 2%（回答者 462 名／対象者 1, 000 名）
- R2 アンケート調査実施（対象者：市民 調査内容：公共交通利用形態、意識・ニーズなど）
 【期間】 R02. 07. 18～R02. 08. 05 【回答率】 36. 0%（回答数 1, 079／対象数 3, 000）

上記アンケート等実施後、地域公共交通協議会にて議論の上、必要に応じ運行内容等の変更を実施。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）長野県駒ヶ根市赤須町 2 0 - 1

（所 属）総務部企画振興課

（氏 名）唐澤 恵介

（電 話）0265-83-2111 内線 248

（e-mail）tiiki-sei@city.komagane.lg.jp

いいちゃんバス病院線 乗降者数（令和6年度計）

（人）

	停留所	1 便		2 便		3 便		4 便		計		
		乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	計
往 路	飯島駅	269	0	193	0	116	0	30	0	608	0	608
	商工会	1	0	19	0	1	0	2	0	23	0	23
	生協ケアセンター いいじま	17	12	27	29	12	1	0	5	56	47	103
	下平石材店 前	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	追引	27	0	18	1	3	2	1	0	49	3	52
	道の駅田切の里	18	0	3	9	0	2	0	2	21	13	34
	田切体育館 （要予約）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	田切体育館北 （要予約）	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	田切信号	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
	福岡辻沢	52	3	13	6	13	10	0	2	78	21	99
	福岡公道館東	1	0	21	0	4	0	1	0	27	0	27
	海外協力隊入口信号東	2	18	1	0	1	0	1	1	5	19	24
	昭和伊南総合病院	0	357	0	249	0	136	0	25	0	767	767
	計	391	391	295	295	151	151	35	35	872	872	

復 路	昭和伊南総合病院	177	0	258	0	140	0	124	0	699	0	699
	海外協力隊入口信号東	0	8	0	5	0	2	0	1	0	16	16
	福岡公道館東	0	0	0	8	0	6	0	0	0	14	14
	福岡辻沢	0	3	0	4	6	4	2	12	8	23	31
	田切信号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	田切体育館北 （要予約）	1	2	0	0	0	0	0	0	1	2	3
	田切体育館 （要予約）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
	道の駅田切の里	1	5	6	12	0	3	3	0	10	20	30
	追引	18	0	1	22	4	4	0	1	23	27	50
	下平石材店 前	0	1	0	1	2	2	0	0	2	4	6
	生協ケアセンター いいじま	4	109	1	42	0	10	4	1	9	162	171
	商工会	0	5	0	23	0	6	1	5	1	39	40
	飯島駅	0	71	0	148	0	92	0	114	0	425	425
	計	201	204	266	266	152	129	134	134	753	733	

市内3バス停の状況

	乗車数計		降車数計		乗降者数計	
	R5	R6	R5	R6	R5	R6
病院行	144	110	61	40	205	150
飯島駅行	24	8	76	53	100	61
計	168	118	137	93	305	211

駒ヶ根市ドライバー人材確保支援制度について

市内の公共交通網の維持発展を図るため、新たに市内を運行する路線バス及びタクシーの運転業務に携わる者の第二種運転免許の取得に要する費用、または新規運転手を確保するために実施する広報活動に係る費用を負担する市内の一般旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する「駒ヶ根市ドライバー人材確保支援補助金交付要綱」を制定する。

1. 制度概要について

(1) 補助対象者 (①、②をすべて満たす者)

- ①市内に事務所又は営業所を有するバスもしくはタクシー事業者
- ②駒ヶ根市地域公共交通協議会に所属する事業者

(2) 補助対象経費及び補助金の額

	補助対象	補助対象経費及び補助金の額	補助限度額
1	自動車第二種運転免許取得に係る費用 (大型、中型、普通)	事業者が補助対象従事者の運転免許取得に要する教習費用 ¹ について負担した額に2分の1を乗じて得た額。	事業者1社につき、1と2合わせて上限10万円。
2	新規運転手を確保するために実施する広報活動に関する事業	新規運転手を確保するために行う取組に要する費用 ² に2分の1を乗じて得た額。	

※国又は駒ヶ根市以外の地方公共団体等から補助金の交付または交付予定の対象経費については、「補助対象経費」から「交付される補助金額」を控除した額を補助対象とする (図1参照)

-
- ¹ ・ 道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所の入所に要する経費
- ・ 教習所における第二種運転免許の取得に必要な技能及び知識の教習に要する経費
 - ・ 教習所に入所後、最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費
 - ・ 運転免許試験 (再試験を除く。) の受験に要する経費
 - ・ その他市長が必要と認める経費

- ² ・ 人材確保のための求人広告や広報活動
- ・ 人材確保イベントの参加・開催
 - ・ その他市長が必要と認める経費

(3) 申請受付期間（令和7年度）

施行日から令和8年2月28日（土）まで

※第二種運転免許取得の場合は、取得した日が属する日を補助対象年度とする。

(4) 実績報告期限（令和7年度）

施行日から令和8年3月31日（金）まで

(5) 補助金の返還について

補助対象事業者と補助対象従事者の雇用契約解消に伴い、第二種運転免許の取得に係る経費の返還があった場合、補助金の全部または一部の返還を求める場合がある。

図1（例）第2種運転免許取得支援の場合：総額20万

国または他自治体からの補助 10万	対象経費 10万	
	補助額（1/2） 5万	自社負担 5万

【お問合せ先】

駒ヶ根市役所企画振興課 地域政策係
課長：久保田 係長：小池 担当：唐澤
TEL 0265-83-2111（内線248）
FAX 0265-83-4348
E-mail tiiki-sei@city.komagane.lg.jp

1 現状・目標

- 現状 … 利便性向上のため、**県が運行経費を支援しR7年度から4往復⇒7往復に増便**
- 目標 … 年間乗車人数**80,000人**（R6実績45,683人、R元年実績101,710人（8往復））

1か月あたりの乗車人数（単位：人）

	4月	5月
R6年度(A)	4,085	4,257
R7年度(B)	4,451	5,189
増減率 (B/A)	9%増	22%増

1便あたりの平均乗車人数（単位：人）

	4月	5月
R6年度	17.0	17.2
R7年度	10.6	12.0

目的達成には毎月**75%増**が必要

2 課題と今後の対策

■ 課題

- ・コロナ禍前に利用していた乗客が、増便後に戻ってきていない（自家用車への転換、テレビ会議の普及等）
- ・みすずハイウェイバス自体や、増便により利便性が向上したことなどの周知不足
- ・みすずハイウェイバスを利用して行くことができる観光地など、目的地と関連付けた情報発信の不足

■ 今後の対策

- ・地域別部会等において、利用状況の分析、利用につながる情報発信、利用促進策の検討を実施
- ・併せて、市町村内の拠点と高速バス停を結ぶコミュニティバス等との接続、高速バス停周辺の駐車場の整備など、利便性向上につながる取組を実施

みすず ハイウェイバス ダイヤが増えました!

みすずハイウェイバスとは・・・
南は飯田市から北は長野市までの
県内16市町村を結ぶ
とても便利な高速バスです。



アルピコ交通



信南交通



伊那バス

長野県PRキャラクター
「アルクマ」©長野県アルクマ

2025年4月1日より、1日4往復から7往復に増便っ!

通勤・通学に、観光に、買い物に、帰省に
みすずハイウェイバスを、ぜひご利用ください!!



SHINNAN

伊那バス株式会社

アルピコ交通株式会社

協力 長野県

みすずハイウェイバスの時刻表や予約方法は
ウラ面をご覧ください。

時刻表・運賃

みすずハイウェイバスは予約制となります。

飯田・駒ケ根・伊那 ↓ 長野	運賃(大人) 長野地区まで片道		便番号	111	113	117	119	121	123	125
			運行会社	伊那バス	アルピコ	伊那バス	信南	アルピコ	アルピコ	アルピコ
	3,600	乗	飯田駅前	5:05	6:25	8:45	11:25	13:45	15:45	18:05
	3,500	乗	伊賀良	5:18	6:38	9:01	11:41	14:01	16:01	18:21
	3,500	乗	上飯田	5:24	6:44	9:07	11:47	14:07	16:07	18:27
	3,300	乗	高森	5:29	6:49	9:12	11:52	14:12	16:12	18:32
	3,200	乗	松川	5:36	6:56	9:19	11:59	14:19	16:19	18:39
	3,000	乗	飯島	5:44	7:04	9:27	12:07	14:27	16:27	18:47
	2,800	乗	中央道駒ヶ根インター	5:52	7:12	9:35	12:15	14:35	16:35	18:55
	2,800	乗	中央道宮田	5:56	7:16	9:39	12:19	14:39	16:39	18:59
	2,600	乗	中央道西春近	6:00	7:20	9:43	12:23	14:43	16:43	19:03
	2,500	乗	中央道伊那インター	6:05	7:25	9:48	12:28	14:48	16:48	19:08
	2,400		中央道箕輪	6:10	7:30	9:53	12:33	14:53	16:53	19:13
	2,200		中央道辰野	6:16	7:36	9:59	12:39	14:59	16:59	19:19
	2,100		中央道川岸	6:22	7:42	10:05	12:45	15:05	17:05	19:25
			↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	1,900		長野道岡谷	↓	7:49	10:12	12:52	15:12	17:12	19:32
	1,700		長野道みどり湖	6:33	7:56	10:19	12:59	15:19	17:19	19:39
	1,700		長野道広丘野村	6:37	8:00	10:23	13:03	15:23	17:23	19:43
	1,600		長野道神林	6:42	8:05	10:28	13:08	15:28	17:28	19:48
	1,600		長野道松本	6:47	8:10	10:33	13:13	15:33	17:33	19:53
	1,400		長野道安曇野	7:07	8:40	11:03	13:43	16:03	18:03	20:23
	1,300		長野道明科	7:10	8:43	11:06	13:46	16:06	18:06	20:26
	1,300		長野道四賀	↓	↓	11:09	13:49	16:09	18:09	20:29
	900		長野道坂北	↓	↓	11:18	13:58	16:18	18:18	20:38
	600		長野道姨捨	↓	↓	11:29	14:09	16:29	18:29	20:49
		降	長野インター前	7:48	9:21	11:49	14:24	16:49	18:49	21:04
		降	川中島古戦場	7:51	9:24	11:52	14:27	16:52	18:52	21:07
		降	丹波島橋南	8:03	9:36	12:04	14:34	17:09	19:09	21:14
		降	長野バスターミナル	8:08	9:41	12:09	14:39	17:14	19:14	21:19
		降	長野駅⑦	8:09	9:42	12:10	14:40	17:15	19:15	21:20
		降	昭通④	8:14	9:47	12:15	14:45	17:20	19:20	21:25
		降	長野県庁④	8:15	9:48	12:16	14:46	17:21	19:21	21:26

長野 ↓ 飯田・駒ケ根・伊那	運賃(大人) 飯田駅前まで片道		便番号	12	14	16	18	20	22	26
			運行会社	アルピコ	アルピコ	アルピコ	伊那バス	アルピコ	伊那バス	信南
	3,600	乗	長野駅⑦	6:30	8:40	11:40	12:40	15:40	16:40	18:10
	3,600	乗	昭通④	6:35	8:45	11:45	12:45	15:45	16:45	18:15
	3,600	乗	長野県庁④	6:36	8:46	11:46	12:46	15:46	16:46	18:16
	3,600	乗	長野バスターミナル	6:41	8:51	11:51	12:51	15:51	16:51	18:21
	3,600	乗	丹波島橋南	6:47	8:57	11:57	12:57	15:57	16:57	18:27
	3,600	乗	川中島古戦場	6:54	9:04	12:04	13:04	16:04	17:04	18:34
	3,600	乗	長野インター前	6:57	9:07	12:07	13:07	16:07	17:07	18:37
	3,000		長野道姨捨	7:12	9:22	12:22	13:22	16:22	17:22	18:52
	2,800		長野道坂北	7:23	9:33	12:33	13:33	16:33	17:33	19:03
	2,500		長野道四賀	7:32	9:42	12:42	13:42	16:42	17:42	19:12
	2,400		長野道明科	7:35	9:45	12:45	13:45	16:45	17:45	19:15
	2,400		長野道安曇野	7:38	9:48	12:48	13:48	16:48	17:48	19:18
	2,200		長野道松本	8:08	10:18	13:18	14:18	17:18	18:18	19:48
	2,100		長野道神林	8:13	10:23	13:23	14:23	17:23	18:23	19:53
	2,000		長野道広丘野村	8:18	10:28	13:28	14:28	17:28	18:28	19:58
	1,900		長野道みどり湖	8:22	10:32	13:32	14:32	17:32	18:32	20:02
	1,800		長野道岡谷	8:29	10:39	13:39	14:39	17:39	18:39	20:09
			↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	1,600		中央道川岸	8:36	10:46	13:46	14:46	17:46	18:46	20:16
	1,400		中央道辰野	8:42	10:52	13:52	14:52	17:52	18:52	20:22
	1,300		中央道箕輪	8:48	10:58	13:58	14:58	17:58	18:58	20:28
		降	中央道伊那インター	8:53	11:03	14:03	15:03	18:03	19:03	20:33
		降	中央道西春近	8:58	11:08	14:08	15:08	18:08	19:08	20:38
		降	中央道宮田	9:02	11:12	14:12	15:12	18:12	19:12	20:42
		降	中央道駒ヶ根インター	9:06	11:16	14:16	15:16	18:16	19:16	20:46
		降	飯島	9:12	11:22	14:22	15:22	18:22	19:22	20:52
		降	松川	9:20	11:30	14:30	15:30	18:30	19:30	21:00
		降	高森	9:27	11:37	14:37	15:37	18:37	19:37	21:07
		降	上飯田	9:32	11:42	14:42	15:42	18:42	19:42	21:12
		降	伊賀良	9:37	11:47	14:47	15:47	18:47	19:47	21:17
		降	飯田駅前	9:52	12:02	15:02	16:02	19:02	20:02	21:32

※こども運賃は大人の半額(10円単位に切り上げ)です。※途中、梓川サービスエリアにて10～20分の休憩を行います。
※運行の都合上、渋滞などにより運転時間が長時間となった場合には、休憩時間の延長や追加の休憩(2回目)をさせていただきます。
※一部区間においては、往復割引運賃・回数券もございます。

運行形態：高速乗合バス 運行会社：信南交通/伊那バス/アルピコ交通 実車距離：166km 所要時間：3時間10分～36分 運転者：1名乗務 任意保険：対人賠償無制限

《観光に!》飯田～長野 モデルコース(土休日Ver)

飯田駅発6:25→長野駅着9:42 ▶ 善光寺線びんずる号 長野駅①乗り場発10:20→善光寺大門着10:30頃
▶ 善光寺北発15:31→長野駅着15:48 ▶ 長野駅⑦乗り場発16:40→飯田駅着20:02

《ビジネス・帰省に!》長野～飯田 モデルコース

長野駅⑦乗り場発6:30→飯田駅着9:52 ▶ 飯田市内滞在10:30～17:30 ▶ 飯田駅前18:05→長野駅21:20

ご予約・お支払い方法について

事前にご予約の上、ご利用お願い致します。

- 乗車日同日1ヶ月前(WEBは0:00より・電話は各予約センター開始時刻より) 受付開始
- 往復割引乗車券・回数券は窓口のみの発売となります(バス車内での発売はございません)
- その他、詳細につきましては、各運行会社予約センター及びHPにてご確認お願い致します。

WEB予約

発車オーライネット(受付時間5:00～翌2:00)



発車オーライネット
www.j-bus.co.jp

電話予約・お問合せ

信南交通飯田予約センター 0265-25-0007 (受付時間 9:00～17:00)
伊那バス伊那予約センター 0265-78-0007 (受付時間 8:00～18:00)
アルピコ交通高速バス予約センター 0570-550-373 (受付時間 平日 9:00～17:00)

信南交通HP



伊那バスHP



アルピコ交通HP



駒ヶ根市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、駒ヶ根市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、駒ヶ根市赤須町20番1号駒ヶ根市役所内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 法第5条の規定による地域公共交通計画、法第27条の15の規定による地域公共交通利便増進実施計画及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号ほか)第3条第2項の規定に基づく計画の作成、変更、実施及び連絡調整
- (2) 前1項に関連した道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要な事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、その者又はその団体、機関等から選出された者を協議会の委員とする。

- (1) 駒ヶ根市長(以下「市長」という。)
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - (3) 住民又は利用者
 - (4) 国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (6) 長野県警察
 - (7) 道路管理者
 - (8) 学識経験者その他の協議会が必要と認める者
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 2 協議会に、専門的知識を有するアドバイザー等を置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、市長とし、協議会を代表する。
- 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が任命する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委員となった年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 委員の欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会議及び運営等)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じて委員以外の関係者を会議に出席させることができる。

4 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決定するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、会議の内容が軽微な場合、又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面審議により議事を決することができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

6 協議会が決定した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 前6項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第8条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 協議会の協議事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、駒ヶ根市負担金、国庫補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

2 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第11条 第4条に規定する委員及びアドバイザー等が会議に出席したとき並びに第7条第3項の規定により会議に出席させた者のうち会長が必要と認めた者は、報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会の解散)

第12条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第13条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、駒ヶ根市総務部企画振興課内に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長は、会長が命じた者を充てる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年3月17日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に委員となった者の任期は平成23年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。